鳥取県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等に関する要綱

**（目的）**

第１条　この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成２９年国土交通省令第６３号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

**（登録の申請）**

第２条　法第８条の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令で定める登録申請書（省令別記様式第１号）により知事に申請を行うものとする。

２　省令第１０条第８項及び第９項の誓約する書面は、様式第１号によるものとする。

３　省令第１０条第１２項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

　一　各戸の専用部分の床面積がわかる書類

　二　共同利用設備等の床面積がわかる書類（各戸の専用部分の床面積が２５平方メートルに満たない場合に限る。）

三　共同居住型賃貸住宅の延べ面積がわかる書類（共同居住型賃貸住宅の場合に限る。）

四　近傍の民間賃貸住宅の家賃の額を記入した書類（様式第２号）又は家賃がわかる広告等の書類

五　その他、知事が審査のために必要と認める書類

４　申請書及び添付書類の提出部数は、正本１部、副本１部とする。

**（登録等の通知）**

第３条　知事は、法第１０条第１項の規定により登録を行ったときは、登録簿（様式第３号）に記載するとともに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　知事は第１項により登録を行ったときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第５号）により、当該住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長（以下「市町村長」という。）に通知するものとする。

**（登録の基準に適合しない旨の通知）**

第４条　知事は、法第１０条第４項の規定により登録の申請が基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

**（登録の拒否の通知）**

第５条　知事は、法第１１条第１項の規定により登録を拒否したときは、同条第２項の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（様式第７号）により、申請者に通知するものとする。

**（申請の取り下げ）**

第６条　申請者は、登録前に申請を取り下げるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下げ書（様式第８号）により、知事に届け出るものとする。

**（登録事項等の変更）**

第７条　登録事業者は、法第１２条１項の規定により登録した事項に変更があったときは、省令で定める登録事項等の変更届出書（省令別記様式第２号）により、知事に届け出るものとする。

２　知事は、法第１２条第３項の規定により変更の登録をしたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業変更登録通知書（様式第９号）により、市町村長に通知するものとする。

３　変更届出書及び添付書類の提出部数は、正本１部、副本１部とする。

**（廃止の届出）**

第８条　登録事業者は、法第１４条の規定により登録事業を廃止したときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（様式第１０号）を知事に提出するものとする。

**（登録の抹消の通知）**

第９条　知事は、法第１５条第１項の規定により登録を抹消したときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録抹消通知書（様式第１１号）により市町村長に通知するものとする。

**（報告）**

第１０条　知事は、法第２２条の規定により登録住宅の管理の状況について報告を求めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理の状況に関する報告を求める通知書（様式第１２号）により、登録事業者に通知するものとする。

２ 登録事業者は、前項の求めに応じて報告するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書（様式第１３号）に必要な書類を添付して、知事に報告しなければならない。

**（登録事項の是正の指示）**

第１１条　知事は、法第２３条各項の規定により必要な指示をするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等指示書（様式第１４号）により、登録事業者に通知するものとする。

２　登録事業者は、前項の求めに応じて是正等が完了したときは、速やかに住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正等完了報告書（様式第１５号）を知事に提出しなければならない。ただし、法第２３条第１項の場合を除く。

**（登録の取消しの通知）**

第１２条　知事は、法第２４条第１項及び第２項の規定により登録を取り消したときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書（様式第１６号）により、登録事業者であった者に通知するものとする。

**（指定登録機関による登録事務の実施）**

第１３条　指定登録機関が登録業務を行う場合における第２条から第９条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「法第２５条第２項の指定を受けた者」とし、「市町村長」とあるのは、「市町村長及び知事」とする。

附 則

この要綱は、平成３０年１月９日から施行する。